

筑波大学
2026年 新入生歓迎期間
新歓期間要項

 新入生歓迎委員会

目次

はじめに.....	2
新入生歓迎期間要項.....	3
規則・罰則.....	5
担当者連絡会.....	8
企画概要.....	9
広報物の取り扱い.....	10
お問い合わせ.....	12

はじめに

委員長挨拶

平素より、筑波大学の新入生歓迎活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。2026年度新入生歓迎期間を運営いたします、新入生歓迎委員会 委員長の齋藤瑞生です。

2026年度の新入生歓迎期間の実施に先立ちまして、本実施要項を公開いたします。本実施要項は、各団体の皆様に新入生歓迎活動を円滑に進めていただくため、概要や日程等に関する事項をまとめております。各イベントや手続きに関する内容につきましては、1月より開催いたします「担当者連絡会」にてご説明させていただきますため、本実施要項では新入生歓迎期間の概形をつかんでいただければと考えております。

新入生歓迎期間を実施いたしますうえで皆様にお願いしたい一番のことは、新入生を全力で歓迎していただきたいということです。期待と不安を抱いて入学する新入生に対して、つくばという土地に身を置く仲間として歓迎し、「この大学を好きになる」第一歩としての新歓を行っていかなければと思います。そのため、新入生歓迎活動（以下、新歓活動）に本気になりすぎることによって新入生が不安ないし不快な思いをすることが無いようにご配慮願います。例年、強引な新歓や他団体との公平性がとれない新歓活動が行われているのも事実でございます。先輩らしく、大学生活の楽しさを安全安心に教えてあげてください。

我々新入生歓迎委員会は、新入生歓迎期間の運営は3度目になるまだ若い組織です。新入生が決して悲しい思いをすることの無い、楽しい新入生歓迎期間を運営できるように取り組んでまいりますが、至らぬ点も多々あるかと思います。その際には忌憚なき意見を頂戴できれば改善に繋がりますので、気になる点がございましたら委員会までご連絡ください。

新入生が学内の多様な活動及び取り組みに触れ、筑波大学での学生生活に期待と魅力を感じることができるように、団体の皆様と共に良い新入生歓迎期間を創り上げていきましょう。

新入生歓迎期間への参加登録

今期の新入生歓迎期間（以下、新歓期間）では、各団体における新歓活動実施の有無を明確にするため、**全団体に新歓活動実施の有無と代表責任者の氏名や連絡先を入力していただき**、参加する団体には更に新歓担当者の氏名、連絡先を登録していただきます。すべての学生団体は1月7日（水）までに以下のフォームに必ず回答してください。なお、今期から代表責任者と新歓担当者の兼任は認めません。また、2つ以上の団体で新歓担当者を兼ねることも認めません。これは、新歓担当者に連絡が取れなかった場合の連絡先を確保するためです。なお、登録された情報はプライバシーポリシー（別冊参照）に準じて適切に管理します。

新歓期間連絡先入力フォーム (<https://forms.office.com/r/26Bzv2qCjc>)



新入生歓迎期間概要

スケジュール

- 期間：4月6日（月）入学式～5月31日（日）

日付	行事	備考
4月6日（月）	入学式 / 新入生一斉歓迎 新入生オリエンテーション	新入生歓迎期間開始
4月7日（火）	新入生オリエンテーション 1年次プレイスメントテスト	プレイスメントテスト中の 音出し勧誘禁止
4月8日（水）	新入生オリエンテーション	
4月10日（金）	新入生歓迎祭	
5月31日（日）		新入生歓迎期間終了

対象

以下に該当する学生団体等は、新歓期間中に新入生歓迎委員会（以下、新歓委）の運営のもと、新入生歓迎活動の実施、およびそれに関わる支援を受けることができます。

- 課外活動団体
- 一般学生団体
- 大学の公的な学生組織
- その他大学から活動の認定を受けた団体

三系拠出金と課外活動団体への優遇

三系拠出金

新歓期間は大学からの援助金等に加えて、文化系サークル連合会、体育会及び芸術系サークル連合会（以下、三系）からの拠出金のもとで運営しています。

課外活動団体優遇

新歓委はすべての学生団体等が公平な新歓活動を実施できるように努めますが、スペース等の都合から公平に扱うことが困難な事柄（ポスター掲示や新歓祭など）については、状況に応じて三系に所属している課外活動団体に対して新歓活動の優遇措置を行うことがあります。

費用

新歓祭に参加する場合、課外活動団体以外の学生団体等については、運営費として1団体1000円を集金いたします。なお、新歓祭に参加せず、新歓期間中に通常の新歓活動のみを行う団体については、集金の対象外となります。

集金方法については、第1回担当者連絡会にて説明します。

「2026 新入生歓迎期間」 Microsoft Teams への参加

新歓期間中に新歓委と学生団体等の間で連絡を円滑に進めるために、新歓期間に申し込んだ（2頁参照）団体の代表責任者と新歓担当者は**1月7日（水）**までにTeamsに登録をしてください。Teamsでは新歓期間に関する資料の共有や担当者連絡会の連絡、オンデマンド回の担当者連絡会における動画の掲載などを行います。登録のない場合、**情報が共有されなくなります**が、それに伴う期限後の各種申請受理や申請期限延長は行いません。また、第1回担当者連絡会までの間はTeamsでの発信はご遠慮ください。

チーム名 「2026 新入生歓迎期間」

チームコード 「e9bus3o」



規則・罰則

第1回担当者連絡会から新歓期間終了まで、みなさまには新入生歓迎活動規程および新歓委の定める事項に従って、新歓活動やその準備を実施していただく必要がございます。これらに違反した場合は新歓委が罰則点を付与します。

新入生歓迎活動規程

新入生歓迎活動規程（別冊参照）は、新入生歓迎委員会が起草し、全学学生の代表が集う全代会が承認し定められたもので、学生団体等による新歓活動が安全かつ公平に行われることを目的としています。学生団体等への規制・罰則は、この規程に則って実施します。本資料と同時に送付しておりますので必ずご確認のうえ、団体の構成員に周知してください。

罰則点

新入生歓迎活動規程や新入生歓迎委員会が定める禁止事項に違反した団体にはその違反内容に応じて罰則点を付与します。罰則点はその違反内容の軽重に応じて新歓委で点数を検討し、加算された点数や違反内容を団体に告知します。あわせて、違反した内容は三系や大学へ逐次報告を行います。違反内容によっては、所属している系または大学から別途対応が行われる場合があります。なお、新歓期間終了時に累積していた罰則点のうち、その半分を翌年に持ち越します。ただし小数点以下は切り捨てとなります。

持ち越した点数と今期付与された点数が10点以上となった場合は、**今期および翌年の新歓期間でのすべての新歓活動を禁止**します。また、10点に達していなくても**その累積を新歓祭のブース配置等で考慮**することができます。

点数は原則として、該当事項に対して付与されます。そのため、複数の違反事項が同時に行われた場合には、その違反事項の個数に対してそれぞれ罰則点が付与されます。また、同一の違反事項を複数回行った場合にはその回数分、罰則点が付与されます。具体例は以下の通りです。

例1) 揭示可能期間外に2か所の特設掲示板にポスターを貼ってしまった場合

→ポスターの期間外掲示1点のため、1点×2回=2点

例2) 屋外で活動許可証を携帯せずに、許可印が入っていないビラを配布した

→許可証不携帯2点+許可印のないビラの配布2点=4点

禁止事項だと知らなかつた・聞いていなかつたというご主張を受け付けることはできません。少しでも判断に迷う行為については新歓委にTeamsやメールでお問い合わせください。

今期への罰則点の持ち越し

前期は付与された罰則点が2点以上だった団体がいないため、今期への持ち越しとなった罰則点はありません。

禁止事項の例示

禁止事項は今後の担当者連絡会にて、各担当の部局より説明がありますが、新歓期間を共通して禁止となる行為を例示いたします。なお、悪質性によってはここに書かれている点数よりも多くの点数が付与される可能性がございます。

禁止事項

10点（1回で新歓活動禁止となる行為）

- 新入生を身体的、心理的に傷つける行為
- 刑罰法令、学則等に違反する行為

5点

- 許可証、許可印の偽造
- 新入生の居宅（宿舎を含む）への戸別訪問による勧誘
- 新歓委の管理するWebページやSNS等における特定の個人または団体の誹謗中傷その他公序良俗に反する書き込み

4点

- 特定の政党または宗教団体に係る活動もしくはこれらに誘導する行為
- 商業活動およびこれに誘導する行為

3点

- 強引な勧誘活動
- 新歓期間以前の勧誘活動
- 他団体の新歓活動への妨害行為
- 新歓委の再三の指示に従わない行為
- 禁止されている物品の使用
- 新入生の居宅（宿舎を含む）へのポスティング
- 大学外の新歓活動において他者（飲食店や近隣住民など）に迷惑な行為（後述）

2点

- 対面開催の担当者連絡会の欠席、オンデマンド開催の担当者連絡会の動画未視聴
- 宿舎内放送の使用
- 許可証不携帯での勧誘活動
- 事前に申請した行事における無断での不参加、直前での申請取り消し、フォーム未入力など、準備に対し支障をきたす行為
- ポスター・ビラのルールに違反する掲示・配布
- 著作権の侵害
- 学外者による勧誘活動

1点

- 学内における指定場所以外での勧誘活動
- ステージや屋外パフォーマンスにおける開始・終了時間の無視
- 業務要請・シフト要請に関する罰則について（後述）

大学外での新歓活動

大学外で新歓活動の一環としてイベントや食事会を行う場合にも新歓活動規程や禁止事項が適用されます。大学外では飲酒や団体加入の強要が起こりやすい状態にありますのでより一層の注意を心がけてください。そのような問題が報告された場合、罰則の対象となります。また、飲食店や近隣住民など、新入生以外に迷惑のかかる行為も罰則の対象となります。

業務要請・シフト要請に関する罰則

新歓期間や新歓祭では、各学生団体等が公平に勧誘をおこなえるよう、その準備や撤収のために各団体に交通整備や備品運搬、自転車撤去などにご協力いただきます。要請に対し、正当な理由なく応じていただけない場合には罰則点を付与します。なお、具体的な要請内容は担当者連絡会やTeamsにて周知いたします。

違反行為の報告

新歓委が全ての違反行為を把握することは困難なため、みなさまからも報告を承ります。他団体が違反行為を行なっていると認識した場合、新歓委にメールでご報告ください。その際、メールの件名を「違反行為の報告」としていただきますようお願いいたします。

担当者連絡会

新歓委では学生団体等に向けた新歓活動に関わる重要事項の連絡や物品・金銭の收受を目的として、担当者連絡会を開催します。新歓期間の開始前に5回、終了後に1回の計6回、実施します。

新歓担当者の出席を原則としますが、都合等により参加できない場合は代表責任者が、それもなお難しい場合には必ず団体の中で代理を立てて出席していただくようお願いします。出席がない場合、もしくは動画視聴の確認ができない場合には、罰則点を付します。なお、同一の人物が2つ以上の団体を代表して担当者連絡会に出席することはできません。

実施概要

以下の日程で6回実施します。実施場所などが確定しましたらその都度お知らせいたします。

	実施日/公開日	方法	備考
第1回	1月13日(火)	対面	1H棟にて18:30-21:00の予定
第2回	1月27日(火)	オンライン	2月3日(火)までに視聴してください
第3回	2月17日(火)	オンライン	2月24日(火)までに視聴してください
第4回	3月3日(火)	オンライン	3月10日(火)までに視聴してください
第5回	3月17日(火)	対面	1H棟にて18:30-21:00の予定、集金・許可証配布
第6回	6月2日(火)	対面	1H棟にて18:30-20:00の予定、許可証返却

企画概要

新歓委が主催する企画についてお知らせします。今後の担当者連絡会にて企画の詳細や申込方法をご連絡いたします。なお、すべての企画には事前の申し込みが必要です。

新入生一斉歓迎

日程

4月6日（月）入学式終了後

第1部 10:00～11:30

第2部 12:00～13:30

概要

入学式を終え、本学の学生となった新入生を大勢の先輩によって歓迎し、新入生の新たな門出を華やかに彩ります。学生団体等は松美池前から石の広場までのペデストリアンデッキ上の花道でのビラ配り、石の広場での歓迎に参加することができます。

企画実施中は本企画の参加団体のみが新歓活動を実施することができます。石の広場ステージ上でのパフォーマンスは、対象団体への依頼と公募によって参加団体を決定します。

新入生歓迎祭（新歓祭）

日程

4月10日（金）（以下の時間は変更になる可能性があります）

ブース設置時間 10:00～18:00

フィナーレ開催時間 18:00～20:00

概要

新歓祭に参加する団体が、一斉に新歓活動を行う新歓イベントです。第1エリア、第2・3エリア、松美池周辺、大学会館周辺を対象エリアとし、「テントブース」「教室ブース」「ビラ配りのみ」のいずれかの形態で参加することができます。また、石の広場ステージまたは松美池ステージに出演することができます。

屋外パフォーマンス

日程

新歓期間中のお昼休み（11:25～12:15）

概要

新歓期間では第3エリア天の川前、松美池前にて、お昼休みの時間帯を用いてパフォーマンスを行うことができます。大学所定の手続きが必要で、パフォーマンス希望が多い場合は抽選となります。

広報物の取り扱い

各団体は、新歓委の許可する範囲内の方法で広報物の配布・掲示およびSNS広報を行うことができます。

広報物の配布・掲示

新歓期間中に、不特定多数の新入生の勧誘を目的とした広報物の配布・掲示を行うためには、新歓委へ広報物を申請し、認可を受ける必要があります。新歓委の認可を得ずにそれら広報物の配布及び掲示を行った場合は罰則の対象となります。

申請方法は広報物の種類によって異なります。具体的な申請方法やフォーマット等の詳細は担当者連絡会にて説明します。

ビラ

新入生へ配布することができるビラは、新歓委が指定する規格に沿って作成されたものに限ります。新歓委が確認し、問題がないと判断した場合には許可印を押したデータを申請団体に返却しますので、そのデータを印刷し配布してください。

原則として、新歓期間中にビラを配布する場合には、新歓委による認可を受けたのち、各団体が別途支援室に「文書等配布・掲示願」および「学生集会（催）願」を提出する必要があります。しかし、一斉歓迎および新歓祭におけるビラ配布については、新歓委が認可したのち、新歓委が一括で支援室へ申請を行いますので、別途申請を行う必要はありません。

なお、申請のためのビラ募集は1月下旬頃から開始する予定です。

ポスター

新入生を勧誘する目的でポスターを掲示する場合、そのポスターはビラと同様の手順で認可を受ける必要があります。新歓期間では、掲示する場所に関わらず、許可印のない勧誘ポスターを掲示することはできません。

新歓期間中は、それらのポスターを掲示するための特設掲示板を設置します。特設掲示板に掲示を行う際の大学への申請は新歓委が一括で行いますので、別途掲示申請を行う必要はありません。特設掲示板の利用方法やルールは担当者連絡会にて説明します。

特設掲示板以外の大学各所の学生掲示板などに掲示する場合には、新歓委による認可を受けたのち、各団体が別途大学に申請を行う必要があります。なお、新歓祭当日に各団体のブースに掲示する場合においては、別途大学への掲示申請は必要ありません。

なお、申請のためのポスター募集は1月下旬頃から開始する予定です。

立て看板

新歓委の指定する期間と場所において、学生団体への勧誘と周知を目的とした立て看板の設置を行うことができます。指定する規格に合わせて事前申請を行い、新歓委立会いのもとで設置を

行ってください。設置可能な団体数に制限があるため、設置可能な団体数を超えた場合には抽選などにより設置団体を決定します。

その他広報物の配布

ビラの規格に該当しない広報物（冊子体のもの、名刺など）を勧誘目的で不特定多数の新入生に配布する場合においても、原則として新歓委の認可を受けたのち、各団体が大学へ申請する必要があります。

なお、学生団体の活動場所におけるパンフレットや会誌の配布は、不特定多数への配布にあたらないため、申請の必要はありません。また、一斉歓迎や新歓祭における配布については、新歓委が一括で申請を行うため別途大学への申請は必要ありません。

SNS を用いた広報

すべての団体は、SNS 上で勧誘活動を行うことができます。SNS 広報の詳細な利用ルールや禁止事項は、[SNS ガイドライン（別冊参照）](#) に記載されています。SNS ガイドラインに抵触する行為がみられた場合は、罰則の対象となることはもちろん、すべての学生団体等の SNS 上での新歓活動の禁止につながるため、十分に把握するようお願いします。

新歓 Web

新入生へ向けて、新歓に参加する団体の情報を提供する Web サイト「新歓 Web」を公開します。掲載する内容や、運営に必要な情報を収集しますので、後日担当者連絡会において配布されるフォームへの回答をお願いします。

お問い合わせ

新入生歓迎委員会へのお問い合わせには、①メール、②Teams の2種類の方法があります。

メール

第1回担当者連絡会まで、および他の団体に知られたくない事柄についてはメールでのお問い合わせを受け付けます。問い合わせの内容がわかる件名を付したうえで、団体名と問い合わせされた方の氏名を添えてお問い合わせください。

メール：shinkan@stb.tsukuba.ac.jp

Teams

第1回担当者連絡会以降、原則問い合わせは「2026 新入生歓迎期間」のTeams内に設置する「質問対応」のチャネルにて行ってください。利用方法については第1回担当者連絡会でご説明いたします。

